

第 5 5 号議案

平成 2 3 年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 3 年度江戸川区の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日提出

江戸川区長 多 田 正 見

第 1 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料額決定 通知書等作成等委託	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	千円 1 6 , 2 5 0